

## 基本仕様書

### 1 件名

広島国際会議場特定天井耐震化工法検討及び施設・設備劣化度調査その他業務

### 2 目的

広島国際会議場（以下「会議場」という。）は、平成元年7月1日に国際交流の推進及び市民の文化の向上を図ることを目的として開館し、以来、国際会議、コンサート、入学式・卒業式等の会場として広く市民に利用されている。

会議場は、開館から35年が経過し、施設・設備の老朽化が著しく更新時期を迎えているとともに、特定天井の安全対策が急務であることも考慮すると、早急に大規模改修に着手する必要がある。

令和7年度は、大規模改修基本計画策定に先立ち、特定天井耐震化工法検討業務、施設・設備劣化度調査業務及び遵法性調査業務を行う。

（大規模改修全体のスケジュール（予定））

年 度	概 要
令和7年度	特定天井耐震化工法検討、施設・設備劣化度調査、遵法性調査
令和8年度	大規模改修基本計画策定
令和9年度	大規模改修基本設計
令和10年度	大規模改修実施設計
令和11年度～	大規模改修工事

### 3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 4 施設の概要

- (1) 施設名称 広島国際会議場
- (2) 所在地 広島市中区中島町1番5号（広島平和記念公園内）
- (3) 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造り 地下2階、地上3階建
- (4) 敷地面積 115,932.60㎡
- (5) 延床面積 24,649.02㎡
- (6) 施設内容

区 分	概 要
大ホール(フェニックスホール)	1,547㎡、最大1,504名収容、残響可変装置、可変ステージ、6か国語同時通訳設備、スクリーン
リハーサル室	192.2㎡
控室	18.7㎡～21.2㎡ 5室
国際会議ホール(ヒマワリ)	600㎡、最大798名収容、6か国語同時通訳設備、スクリーン
大会議室(ダリア)	650㎡、最大720名収容、6か国語同時通訳設備、スクリーン、2分割使用可
中会議室(コスモス)	350㎡、最大360名収容、4か国語同時通訳設備、スクリーン、2分割使用可
小会議室(ラン)	260㎡、最大280名収容、4か国語同時通訳設備、スクリーン、2分割使用可
会議運営事務室	520㎡、スクリーン、6分割使用可
会議運営事務室ロビー	300㎡
展示室(サクラ)	217㎡

※ 詳細は会議場のホームページ (<http://www.pcf.city.hiroshima.jp/icch/>) を参照のこと。

- (7) 開館日 平成元年7月

## 5 業務内容

### (1) 特定天井耐震化工法検討業務

#### ア 業務概要

施設内の天井が特定天井に該当するか否かの調査を行い、特定天井の範囲を特定し、該当部分の耐震化工法を検討する。

※ 現在、特定天井と考えられる箇所は、大ホール（フェニックスホール）、国際会議ホール（ヒマワリ）、地下2階ロビーの天井である。

#### イ 調査方法

調査は、次の方法により行うこと。

##### (ア) 図面調査

原設計図や竣工図等の図面を収集し、天井の構造を分析する。

##### (イ) 目視調査

天井材の取付方法や設備機器等の外観、これらの設置状況について目視で調査し、分析する。

##### (ウ) 会議場指定管理者、保守点検業者等へのヒアリング

会議場指定管理者、保守点検業者等にヒアリングを行い、不具合事項や機能改善事項等の整理を行い、分析する。

##### (エ) 改修履歴の確認

保守点検の資料や修繕・工事記録を収集し、その内容を確認するとともに、分析を行う。

##### (オ) その他調査

上記(ア)～(エ)のほか、受注者において、業務実施に必要な調査を行う。

#### ウ 特定天井対策の検討

(ア) 調査結果を踏まえ、音響を含む既存施設の構造や設備改修範囲への影響を考慮した上で、改修方針、概算工事費、個別スケジュール等を踏まえた特定天井の耐震化工法を比較し、3案以上の工法を検討すること。

(イ) 比較検討の際には、それぞれの改修提案図を作成すること。

(ウ) 音響性能は、現状維持を基本とすること。

### (2) 施設・設備劣化度調査業務

#### ア 業務概要

施設内の建築、機械設備、電気設備、配管等の各部位について、劣化度を判定する。

※ 調査対象とする部位並びに劣化度判定基準については、事前に発注者に提案の上、発注者の承認を得なければならない。

#### イ 調査方法

調査は、次の方法により行うこと。

##### (ア) 目視調査

施設内の建築、機械設備、電気設備、配管等の各部位について目視で劣化度を調査し、分析する。

##### (イ) 会議場指定管理者、保守点検業者等へのヒアリング

会議場指定管理者、保守点検業者等にヒアリングを行い、補修や機能改善等が必要な個所を整理し、分析する。

##### (ウ) 改修履歴の確認

保守点検の資料や修繕・工事記録を収集し、その内容や設備の耐用年数を確認するとともに、分析を行う。

##### (エ) その他調査

上記(ア)～(ウ)のほか、受注者において、業務実施に必要な調査を行う。

#### ウ 老朽化対策の検討

(ア) 調査結果を踏まえ、老朽化対策が必要となる施設・設備について劣化度の判定を行い、改修等の優先順位を整理すること。

※ 改修等の優先順位の考え方については、事前に発注者に提案の上、発注者の承認を得なければならない。

(イ) 劣化度の判定及び改修等の優先順位は、その結果に至った理由を、写真、位置図と併せて示すこと。

### (3) 遵法性調査業務

#### ア 業務概要

会議場における建築基準法その他関係法令への適合状況について調査を行う。

#### イ 調査方法

調査は、次の方法により行うこと。

##### (ア) 図面調査

原設計図や竣工図等の図面を収集し、遵法性の適合状況を確認する。

##### (イ) 過去の遵法性に係る検討資料の確認

##### (ウ) 建築基準法12条点検等結果の確認

##### (エ) その他調査

上記(ア)～(ウ)のほか、受注者において、業務実施に必要な調査を行う。

#### ウ 既存不適格対策の検討

(ア) 調査結果を踏まえ、既存不適格対策が必要となる箇所については、是正方法を検討し、対象法令及び条文、不適格の理由等とともに、写真と位置図で示すこと。

### (4) 大規模改修支援業務

大規模改修全体のスケジュールが円滑に進行するよう、受注者は発注者に対し、専門的な見地から、大規模改修プロジェクト全体の進め方の助言、基本計画策定に係る予算要求の支援、会議場未活用スペースの活用方法の助言等を適宜行うこと。なお、本基本仕様書の業務の受注者が令和8年度以降の業務を受注することを確約したものではないことに留意すること。

## 6 管理技術者等の資格について

本業務の実施に当たっては、次の管理技術者等を置くこととする。なお、管理技術者及び意匠主任技術者については、参加表明者の組織に所属していること。

区分	資格要件
管理技術者	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士 (一級建築士としての業務経験5年以上)
意匠主任技術者	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
構造主任技術者	建築士法第10条の2の2に規定する構造設計一級建築士
電気設備主任技術者	建築士法第2条第5項に規定する建築設備士又は建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士(業務経験5年以上)
機械設備主任技術者	建築士法第2条第5項に規定する建築設備士又は建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士(業務経験5年以上)

## 7 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 業務実施に当たっては、発注者及び会議場指定管理者、保守点検業者、当初設計業者等の関係業者と連携して行うこととし、施設の業務に支障のないよう留意すること。
- (2) 各業務の調査に当たっては、必要に応じて、機器等の作動状況の確認を行うこと。
- (3) 会議場の各種図面(ただし、現存するものに限る。)の貸与が必要な場合は、受注者において、発注者及び会議場指定管理者の協力を得ながら、会議場内に図面が現存しているかどうかを確認の上、貸与を依頼する図面名称のリストを作成し、貸与依頼書と併せて発注者に提出すること。
- (4) 天井の調査に当たっては、大ホール(フェニックスホール)にあつては天井裏からの調査が可能であるが、国際会議ホール(ヒマワリ)にあつては本市が用意する移動式昇降機により点検口からの調査が必要になることに留意すること。
- (5) 業務実施に当たっての再委託については、次のとおりとする。
  - ア 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に発注者に書面により報告し、承諾を得なければならない。
  - イ 発注者から再委託が承諾されたときは、受注者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を順守させるものとする。
- (6) 受注者は、本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報扱う場合は、広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従

事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。

- (7) 本業務の実施に際し、発注者に提出された実施報告等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (8) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受注者の責任において処理すること。
- (9) 成果品は、専門知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすく、かつ、詳細に示すこと。

## 8 業務計画書及び成果品の提出について

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、業務の実施方針、各工程のスケジュール、実施体制等を記載した業務計画書を発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。
- (2) 成果品は、「特定天井耐震化工法検討業務」「施設・設備劣化度調査業務」「遵法性調査業務」それぞれ分けて作成し、発注者に提出するとともに、検査を受けること。
- (3) 成果品は、次に掲げる媒体・部数を提出すること。
  - ア 電子データ（PDF形式その他発注者が指示する形式）
  - イ 紙媒体 各5部

## 9 その他

- (1) 発注者・受注者が業務に関連した協議を行った場合は、受注者において議事要旨を作成すること。ただし、軽易な協議の場合には作成は不要とする。
- (2) 本基本仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、発注者・受注者協議の上、定める。